

## 改善報告書

大学名称 東北学院大学 (評価申請年度 平成 14 年度 )

### 1. 助言について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	1. 理念・目的・教育目標について
	指摘事項	(1) 貴大学の理念・目的が、受験生・在学生に対し、一層明確なメッセージとして伝わるよう、改善の努力が望まれる。
	評価当時の状況	<p>評価当時も、当大学の理念・教育目的は、受験生・在学生に対して明確なメッセージとして伝わっていたと考えられる。</p> <p>しかしながら、総合大学として発展を続け、特に大学設置基準の大綱化以降、急速に規模の拡大と内容の充実を遂げた当大学にあっては、学部・学科間の非専門教育カリキュラムの多様化が進むなど、外部から見ると、大学全体としての輪郭を把握しにくくなった可能性はあったと考えられる。</p>
	評価後の改善状況	<p>当大学の理念・教育目的は、①「建学の精神」であるキリスト教主義に基づく人格教育、および、②優秀な研究者を輩出してきた大学院を擁しつつも、専門的知識にのみ偏らない総合的な知を備えた人間を養成するための教養教育を重視する、という2つの次元に要約できる。</p> <p>上記のような理念・教育目的を明確に伝えるため、当大学は、これまでも努力を続けてきている。しかし、当大学としても、同じ地点にとどまっているつもりはなく、当大学の理念・目的を一層明確に伝えるため、以下のように改善に取り組んでいる。</p> <p>《受験生に対して》</p> <p>(1) 受験生に対して当大学の理念・教育目的を伝えることができる出版物として、「大学案内—東北学院大学—」がある。この冊子の冒頭部分に4頁分を増頁し、当大学の建学以来の足跡および建学の精神の由来とその継承の歴史を記すとともに、専門に偏らない人間を養成するという教育目標をも明確に説明するようにした。</p> <p>(2) 当大学の理念・教育目的を伝える「チャペル・ニュース」を受験生向けに編集して、当大学のホームページに掲載することを予定している。</p>

		<p>(3)また、土樋キャンパス礼拝堂地階の資料室展示場見学を受験生に奨励している。</p> <p>《在学生に対して》</p> <p>「大学要覧」(シラバス)に掲載されている学長の「教育目的」の文章、および入学式での学長のメッセージを通して、在学生には当大学の理念・教育目的が明確に伝えられているほか、宗教部出版物を通し、さらには、毎日の大学礼拝や特別伝道礼拝の説教を通し、建学の精神が、在学生に伝えられている。</p> <p>一層明確なメッセージとして伝えるための改善策としては、各部局の活動において、東北学院大学の理念・教育目的を明確なメッセージとして伝え得る機会を可能なかぎり積極的に見だし、各部局の諸活動にふさわしい形式で、東北学院大学の理念・目的を伝えるよう努めることが必要であると考えられる。例えば、次のようなことが実行されている。</p> <p>(1)当大学の学部・学科単位で作成されているパンフレットにおいて、学部・学科の理念・教育目的、具体的なカリキュラムが、大学としての理念・教育目的とどのような関係にあるかを、一層明確に説明するよう努めている。</p> <p>(2)現在は必ずしも学生全員に配布されているわけではない「チャペル・ニュース」「キリスト教活動のハンドブック」「大学礼拝説教集」などの宗教部出版物の内容を、ホームページにも掲載することを予定している。</p> <p>(3)土樋キャンパス礼拝堂地階の資料室展示場の見学を、在学生に奨励している。</p>			
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
2	基準項目	1. 理念・目的・教育目標について
	指摘事項	(1) 全学の教養教育を担う当面の責任主体を組織面で確立するとともに、将来の担当組織について明確で具体的な計画を立案するための、改善の努力が望まれる。
	評価当時の状況	<p>点検・評価項目の中では、全学の教養教育を担う機関についての項目が、学部レベルの箇所位置していたため、結果的には全学的記述の箇所にはこのことについての記述がなかった。しかし、別の箇所（法学部に関する部分）にこの事項に関する詳細な記述があり、その箇所を見れば、少なくとも評価の一部が誤解に基づいていることが分かる。</p> <p>上記箇所からも明確なように、当大学においては、教養学部が中心となりつつも、教養教育を全学部が担当しているため、教養教育を担う当面の責任主体は、全学的調整を行うための「拡大教務委員会」（東北学院大学教務委員会規程第7条および第8条）であると言える。</p> <p>ただし、教養教育科目の改廃については、拡大教務委員会の機能は必ずしも明確ではない。このことに関しては、全学的合意事項を作成するための機関が、年限を切って2回設置され、機能を果たした経緯があり、評価時にもそのような機関の再設置が検討され始めていた。</p>
評価後の改善状況	<p>《当面の責任主体》</p> <p>当大学においては、教養部が教養学部改組される前には旧教養部の調整のもと、また、改組以降は教養学部長を長とする一般教育等運営委員会による調整のもとで、主として旧教養部あるいは教養学部所属教員が一般教養的授業科目を担当しつつ、他の学部にも所属する教員も分担して受け持ってきた。この状態は、改組以降も基本的には変更されていないが、調整の機能は、通常の教務委員会に学科長を加え、学務担当副学長も出席する拡大教務委員会に引き継がれ、同委員会が、一般教養的授業科目の担当学科、担当者の確認、開講コマ数の決定、教育課程の変更に伴う移行措置の検討など、教養教育の実施運営の主要な枠組みの運用に責任を負っている。</p> <p>教養教育の諸科目については、当該科目を専門分野とする学部・学科がどこであるかを拡大教務委員会で確認した上で、授業担当者を確保する責任を負う学部・学科を確認し、さらに、学生の学習効果に配慮するため、1つの授業に予定される規模、開講コマ数など、教養教育の運用のかなり詳細な点</p>	

		<p>に至るまでを、全学的合意事項に基づいて決定している。</p> <p>《将来の責任主体》</p> <p>現時点での拡大教務委員会は、教養教育科目の新設や廃止に関する明確な権限を有しているとは必ずしも言えないため、全学的な合意事項を作成するための機関を再設置する、あるいは拡大教務委員会の権限を強化することが、大学役職者の間および学務部内で検討されている。前者の機関の場合、常時存続するが、一般教養教育的科目に関する事項を含む全学的合意事項の改廃を扱うときにのみ機能するものと考えられている。</p>			
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
3	基準項目	3. 学部の教育研究の内容・方法と条件整備について
	指摘事項	(1) 経済学部・法学部においては、コアとなる科目を明確化し、教養学部においては分野間の関連を示すよう、改善の努力が望まれる。
	評価当時の状況	<p>《経済学部》</p> <p>経済学部の経済学科と経営学科ともカリキュラムの中でコア科目という表現をしていなかったのがこのような指摘をされたのではないかと思われる。</p> <p>《法学部》</p> <p>専門教育科目の履修において、すべての学生が履修すべき共通基礎科目としてのコア科目、また各コースの趣旨に対応したコア科目が、カリキュラム上明確でないとされた可能性がある。</p> <p>《教養学部》</p> <p>評価時でも分野間の関連が不明確であったとは考えてはいないが、相互に分野の性格が異なる人間科学、言語文化、情報科学が3専攻で1学科を構成し、3専攻の融合がどのように図られているのかが必ずしも明確ではないと受け取られたものと思われる。</p>
評価後の改善状況	<p>《経済学部》</p> <p>(1) 経済学科のカリキュラムでは専門教育科目が第一類と第二類に分かれている。経済学科のコア科目は、表現がベーシック科目（基礎的専門科目）となっているが、コア科目と同じような位置づけがなされている。第一類のベーシック科目は、ミクロ経済学、マクロ経済学、資本主義経済入門、資本主義経済理論、経済史、経済学史、財政学、金融論、経済政策論、国際経済論、社会政策論、経済統計学の12科目で構成されている。学生はこれらのベーシック科目（コア科目）を履修してから第二類の応用科目を修得することになっている。実際にほとんどの学生が1・2年次に第一類のベーシック科目を6科目以上履修している。また他大学のカリキュラムを見てみるとコア科目としてあげられているものは経済学科のベーシック科目とほとんど変わらない。今後は第一類のベーシック科目をコア科目と明示することを検討したい。</p> <p>(2) 経営学科のカリキュラムは改正され、次のようにモデル・コースごとに平成17年度からコア科目が明示されている。</p> <p>① マネジメントを中心とするモデル・コース</p>	

		<p>コア科目 経営戦略論、経営組織論、人的資源管理論、比較経営論、国際経営論</p> <p>②マーケティングを中心とするモデル・コース  コア科目 マーケティングⅠ、マーケティングⅡ、経営戦略論、商業史、流通論、貿易論</p> <p>③ファイナンスを中心とするモデル・コース  コア科目 ファイナンスⅠ、コーポレートファイナンス、数量ファイナンス</p> <p>④会計を中心とするモデル・コース  コア科目 財務会計論、管理会計論、原価計算論、連結財務諸表論</p> <p>《法学部》</p> <p>(1)すべての学生が履修すべき共通基礎科目という意味でのコア科目は、「導入科目」の3科目であり、この点は評価当時もカリキュラム上明らかであるように思われる。というのも、「導入科目」は1年次の前期におかれ、3科目中2科目の単位取得が卒業要件（評価当時は進級要件にも）になっているからである。実際、ほとんどすべての学生はこの3科目を履修しており、この点も当時も現在も変わりはない。</p> <p>(2)コースに対応したコア科目については、コースごとの必修科目がない状態は今日も続いている。しかし、評価当時も今日も、各コースの卒業要件をみればそれぞれの重点分野は明らかであり、その分野をコースごとのコア科目群と呼ぶことができる。その科目群の中心科目がコア科目となることを学生は十分に自覚しているし、学部としても、そうした科目を必ず履修するように指導している。</p> <p>また、平成18年の4月から始まった新カリキュラムで新設された「法曹養成コース」では、「法曹養成実習Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」の履修登録を義務づけており、この3科目がコースの中心科目であることを明確化している。</p> <p>《教養学部》</p> <p>分野間の関連は解くべき問題設定によって具体化されるのであるから、学問分野間の関連を予め概略的に示すことは難しいし、適切でもない、教養学部では考えている。</p> <p>平成17年度の学部改組により、旧3専攻が学科に昇格し、更に地域構想学科が新たに加わり4学科体制となった。学部改組後も学問分野間の融合、学際性の重視は引き継がれており、“地域”をキーワードとして多様な学問分野が融合した地域構想学科は、その具現化の一つでもある。もとより既存の学問分野の融合は容易なものではない。また分野間の関連も、</p>
--	--	--

		<p>それぞれの分野の組み合わせの多様性から、上記の“地域”の例のように、課題、テーマがあって具体化するという側面がある。そのため現在でも教養学部では個別の学問分野の具体的な関連を学生に明示することはしておらず、その代わりに、従来同様に、学際性の高い科目の設定、複数分野の教員が分担して行う科目の設定、他学科の科目履修の推奨などで、学部の理念の実現を図っている。異分野の教員間ではセミナーなどを介して活発な交流が行われ、学際性重視は教養学部の風土としてしっかり定着している。学問分野の融合が学生の主体性に依存する面があることについては、学部全体の重要な課題として検討を行っている。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p>					
<p>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

No.	種 別	内 容
4	基準項目	4. 大学院の教育・研究指導の内容・方法と条件整備について
	指摘事項	(1)各研究科において学位の授与数が少ないので、改善の努力が望まれる。
	評価当時の状況	<p>《文学研究科》</p> <p>平成13年度時点における学位授与数は、①英語英文学専攻では、昭和57年度～平成13年度の過去20年間で、修士号取得者106名、博士号取得者3名（内1名は論文博士）、博士課程後期課程の満期退学者は31名、②ヨーロッパ文化史専攻（平成9年4月修士課程設置、平成11年4月博士課程後期課程設置）では、平成10年度～平成13年度の4年間で、修士号取得者は16名、③アジア文化史専攻（平成9年4月修士課程設置、平成11年4月博士課程後期課程設置）では、平成10年～平成13年度の4年間で、修士号取得者は31名である。</p> <p>評価時において、ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻は、博士課程後期課程が完成年次に達しておらず、学位授与数が少ないという指摘は、専ら英語英文学専攻に対してのものと考えられる。</p> <p>《経済学研究科》</p> <p>経済学研究科の修士号取得者数は、平成9年度～13年度までに51名であり、決して少ない数ではないから、学位授与数が少ないという指摘は、博士の学位についてのものと思われる。事実、平成9年から13年までの博士の学位の授与数は2名のみである。ただし、この背景には博士課程後期課程の入学者の絶対数が少ないことがある。</p> <p>《法学研究科》</p> <p>平成9年度～平成13年度の5年間でみると、修士号を授与された者の数は25名（年平均5）であり、博士号を授与された者はいなかった。</p> <p>《工学研究科》</p> <p>平成9年度～平成13年度の5年間に、論文提出による博士号を12名に、課程を修了して論文を提出した者への博士号を7名に、修士号を183名に授与していた。この数は、多いとは言えないものの、非常に少ないとも考えられない。</p> <p>《人間情報学研究科》</p> <p>発足は、修士課程が平成6年度、博士課程後期課程が平成8年度である。修了者（学位授与者）は前回調査時点で、前</p>

		<p>者が60名（平均8.6名）、後者が7名（平均1.4名）で、修士号については、授与数は決して少ないわけではない。博士号については、定員の3名には及ばないものの、毎年コンスタントに授与者を出していた。</p>
	<p>評価後の改善状況</p>	<p>《文学研究科》</p> <p>平成14年度～17年度の過去4年間の学位授与数は、①英語英文学専攻では、修士号取得者9名、博士号取得者0名、博士課程後期課程満期退学者4名、②ヨーロッパ文化史専攻では、修士号取得者15名、博士号取得者1名、博士課程後期課程満期退学者4名、③アジア文化史専攻では、修士号取得者36名、博士号取得者3名、博士課程後期課程満期退学者0名である。</p> <p>英語英文学専攻には改善の兆候は見られないものの、ヨーロッパ文化史専攻、アジア文化史専攻では、この4年間で4名の博士号取得者を出しており、堅調な学位授与数の推移と考える。英語英文学専攻においては、博士課程後期課程の論文指導に複数教員があたるなどの制度改革を行い、改善の努力を行っているところである。</p> <p>《経済学研究科》</p> <p>経済学研究科に平成14年度～平成17年度に在籍した博士課程後期課程の学生は2名である。この内訳は、博士の学位取得者1名、満期退学者1名であり、平成18年度には2名が在籍している。この数をみると少しずつではあるが改善されているといえるのではないかと考える。在籍者の中には学位申請を準備している者もあり、さらに学位取得者の数が増えることが期待されている。だが後期課程の入学者の絶対数が少ないのは事実であり、今後も増えるように努力したい。そのため、充実される予定の奨学金制度を活用して行きたい。</p> <p>《法学研究科》</p> <p>平成14年度～平成17年度の4年間でみると、修士号授与数は13名（平均3.3）、博士号授与数は0名であり、状況は改善されていない。</p> <p>その原因は在籍者数そのものの減少・停滞にある。とくに、博士課程後期課程の場合、この4年間に在籍した者は1名であり、その学生も満期退学（本学専任講師として採用）している。</p> <p>博士課程前期課程の在籍者が修士論文を提出できるように指導する努力は続けられている。評価当時から前期課程1・2年生を対象にした「修士論文作成オリエンテーション」を実施していたが、昨年度からはそれに加えて、2年生を対象にした「修士論文中間発表会」を行い、効果をあげている。</p>

		<p>《工学研究科》</p> <p>平成 14 年度～平成 17 年度までの 4 年間に、9 名（論文博士 4 名、課程博士 5 名）に博士の学位を授与している。また、126 名に修士の学位を授与している。博士号を授与した数は、評価時に比べて改善されているとはいいがたく、むしろ減少気味である。ただし、修士号授与数は、必ずしも少ないとは考えられない。</p> <p>学位授与数を増やすためには、博士課程後期課程への在籍者数を増加させることが必要となるが、学費の捻出が自宅外学生の進学の大きな障害となっており、現在、支援のための予算措置等を要望している。</p> <p>《人間情報学研究科》</p> <p>平成 14 年度～平成 17 年度まで、博士課程前期課程修了者が 15 名（年平均 3.75 名）、後期課程修了者が 6 名（年平均 1.5 名）である。修士号については、平均の授与数が評価時に比べると半減し、定員の 8 名を割り込んでいる。進学者の減少が影響しているので、定員確保に努めたい。博士号については、評価時の状況と比べて悪化しているわけではなく、学位取得を目的とする他大学現職教員の入学もあって、引き続きコンスタントに授与者を出している。</p> <p>《大学全体》</p> <p>博士号の授与数を増加させるためには、博士課程後期課程進学者を増加させる必要があるため、平成 19 年度から、後期課程進学者に対する入学金の免除および給付奨学金制度が導入される予定である。また、これらの措置は、博士課程後期課程の大学院学生の負担を軽減し、博士論文の完成に貢献することを目的としている。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 年度別学位授与者数一覧（別紙）</p>					
<p>&lt; 大学基準協会使用欄 &gt;</p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

No.	種 別	内 容																								
5	基準項目	5. 学生の受け入れについて																								
	指摘事項	(1) 文学部キリスト教学科における収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、是正されたい。																								
	評価当時の状況	平成 13 年度には、収容定員 44 名に対して在籍学生数は 20 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.45 にとどまっていた。それ以前の 4 年間についても、平成 9 年度には 19 名、平成 10 年度には 16 名、平成 11 年度には 16 名、平成 12 年度には 17 名と、さらに低い水準で推移していた。																								
	評価後の改善状況	<p>平成 13 年度における入試制度の改革（A0 入試の導入、入学条件としてのキリスト者条項の撤廃）及びそれに伴うカリキュラム改定の成果が、平成 14 年度～平成 16 年度における入学者数の改善に反映しているものと考えられる。平成 17 年度には、入学者、編入学者ともに 1 名と極端に落ち込み、評価当時の水準にまで低下したものの、平成 18 年度には、大学入試センター試験利用入試の導入の効果もあって、入学者 7 名、編入学者 1 名を得、平成 16 年度の水準にまで回復した。</p> <p>長期的なスパンで見た場合、この 5 年間は、それ以前の 5 年間に比して、改善の傾向が見られる。</p> <p>さらなる改善を目指して、現在、キリスト教学科では、次のような計画を立てている。(1)新しい学科案内を作成する。(2)高等学校との連携を深めるため、「出前授業」や「特別授業」などを行う。(3)大学入試センター試験利用入試を、前・後期の日程で行う。(4)教会との連携を強化するため、懇談会や講師派遣などを企画する。(5)文学部オープンキャンパスに「特別ゼミ」を行う。(6)2 年後にカリキュラムを改定する。</p>																								
改善状況を示す具体的な根拠・データ等																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 14 年度</th> <th>平成 15 年度</th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容定員</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>在籍学生数</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>24</td> <td>21</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>在籍学生数比率</td> <td>0.52</td> <td>0.61</td> <td>0.55</td> <td>0.48</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table>				平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	収容定員	44	44	44	44	44	在籍学生数	23	27	24	21	24	在籍学生数比率	0.52	0.61	0.55	0.48	0.55
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度																					
収容定員	44	44	44	44	44																					
在籍学生数	23	27	24	21	24																					
在籍学生数比率	0.52	0.61	0.55	0.48	0.55																					
<大学基準協会使用欄>																										
検討所見																										
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5																					

No.	種 別	内 容
6	基準項目	5. 学生の受け入れについて
	指摘事項	(2) 文学研究科英語英文学専攻修士課程、法学研究科法律学専攻博士課程、工学研究科機械工学専攻博士課程、同電気工学専攻博士課程、同土木工学専攻博士課程における収容定員に対する在籍学生比率が低いので是正されたい。一方、文学研究科アジア文化史専攻修士課程における収容定員に対する在籍学生比率が高いので是正されたい。
	評価当時の状況	<p>《文学研究科》</p> <p>文学研究科英語英文学専攻博士課程前期課程の評価時点における収容定員に対する在籍学生比率は、平成 10 年度 0.45 (9/20)、平成 11 年度 0.4 (8/20)、平成 12 年度 0.45 (9/20)、平成 13 年度 0.4 (8/20) であり、いずれも 50%を割る水準での推移であった。</p> <p>一方、文学研究科アジア文化史専攻の評価時点における収容定員に対する在籍学生比率は、平成 10 年度 1.9 (19/10)、平成 11 年度 2.1 (21/10)、平成 12 年度 2.0 (20/10)、平成 13 年度 2.5 (25/10) であり、いずれも 200%前後での推移であった。</p> <p>《法学研究科》</p> <p>平成 9 年度～平成 13 年度の 5 年間でみると、博士課程後期課程在籍者数は 7 名 (平均 1.4 名) であった。</p> <p>《工学研究科》</p> <p>工学研究科各専攻博士課程後期課程における収容定員に対する在籍学生比率は、評価時点では確かに低かった。</p>
	評価後の改善状況	<p>《文学研究科》</p> <p>文学研究科英語英文学専攻について、博士課程前期課程の入学者は、平成 14 年度は 4 名、平成 15 年度は 6 名、平成 16 年度は 4 名、平成 17 年度は 5 名、平成 18 年度は 5 名である。収容定員充足率は、平成 14 年度は 0.40 (8/20)、平成 15 年度は 0.55 (11/20)、平成 16 年度は 0.60 (12/20)、平成 17 年度は 0.65 (13/20)、平成 18 年度は 0.75 (15/20) である。充足率からすれば、評価時から多少なりとも改善された。なお、入学定員充足のため、一般選考のほかに特別選考による入学者の確保に努めている。社会人の受け入れも積極的に行っており、平成 15 年度と平成 16 年度には社会人特別選考による入学者が各 1 名あった。</p> <p>アジア文化史専攻の博士課程前期課程では、設置以来、本</p>

	<p>学及び他大学からの進学希望者が多く、収容定員に対する在籍学生比率が高い状態が続いていたが、近年、入学者は漸減の傾向にある。平成 16 年度は 8 名、平成 17 年度は 6 名と入学定員の 5 名に近づいてきているが、平成 18 年度は 11 名と増えた。収容定員充足率は、平成 14 年度 2.3 (23/10)、平成 15 年度 1.8 (18/10)、平成 16 年度 1.8 (18/10)、平成 17 年度 1.5 (15/10)、平成 18 年度 2.0 (20/10) である。充足率の傾向からすれば、評価時からは多少なりとも改善された。</p> <p>《法学研究科》</p> <p>平成 14 年度～平成 18 年度の 5 年間でみると、博士課程後期課程在籍者数は 3 名（年平均 0.6）であり、状況はむしろ悪化している。その根本原因は前期課程在籍者のなかに研究者志望の学生が少ないことにある。</p> <p>そのことへの対応策として、今年度から博士課程入試について、①外国語試験において 2 科目とも辞書使用を認める、②法科大学院修了者からの博士課程進学希望者について「修士論文に代わるもの」の提出を認める、という改革を実施した。その効果に期待している。</p> <p>《工学研究科》</p> <p>博士課程後期課程の学生数を増やすためには、まず前期課程の学生数を増やす必要があるため、全学的な改革である特別選考の 2 回実施を活用している。また、大学院学生の大部分をティーチング・アシスタントに採用し、経済的支援を与えると同時に、教育経験を積む機会の充実に努めている。全学レベルの改革として導入が予定されている、入学金の免除や給付奨学金制度には、少なからぬ効果を期待している。</p> <p>《大学全体》</p> <p>収容定員に対する在籍学生の比率が低いのは、日本の大学院に一般的に当てはまることであり、当大学に限ったことではないが、問題ではある。大学院進学者が少ないことの主要な原因の一つとして、経済的な負担が大きいことが考えられるため、①当大学出身者の入学金は現在のところ半額免除であるが、全額免除にする、②すでにある程度まで負担の軽減策が導入されている法務研究科を除く研究科の在籍学生（留年者を除く）に対する給付奨学金を導入する、③ティーチング・アシスタントを活用できる科目数を拡大して採用数を増やすなどの、経済的支援につながるような施策を検討しており、平成 19 年度には導入される予定である。</p> <p>また、平成 18 年度から、大学院学生の学会出張や調査に関わる旅費の一部を補助する制度を拡充し、研究に必要な支出</p>
--	--

		<p>を軽減する措置を導入した。</p> <p>入学試験についても、平成 18 年度から、特別選考を 6 月 (A 日程)、9 月 (B 日程) の 2 回実施に変更し、大学院受験の機会を増やす方策を実施している。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1      2      3      4      5

No.	種 別	内 容
7	基準項目	5. 学生の受け入れについて
	指摘事項	(3) 文学部・経済学部・法学部・工学部において、編入学者の定員を満たしておらず、改善の努力が望まれる。
	評価当時の状況	<p>《文学部》</p> <p>平成 13 年度の編入学者数は、英文学科 10 名（定員 30）、キリスト教学科 2 名（定員 2）、史学科 3 名（定員 8）であり、文学部全体では 15 名（定員 40）に留まっていた。</p> <p>《経済学部》</p> <p>編入学の需要が増大すると予測して経済学科（昼）18 名、（夜）9 名、経営学科（昼）12 名、（夜）5 名の編入の定員枠を設けたが、見通しがはずれ各学科とも定員が満たされていない。</p> <p>《法学部》</p> <p>編入学定員が制度化された平成 11 年度～平成 13 年度の 3 年間でみると、編入学生数は 10 名（平均 3.3 名）であり、定員充足率は 16.6%であった。</p> <p>《工学部》</p> <p>評価時に指摘された通り、編入学定員を満たしていなかった。</p>
	評価後の改善状況	<p>《文学部》</p> <p>評価当時の状況からみれば、平成 15 年度以降は、キリスト教学科及び史学科においては、年度によって多少の凹凸はあるものの、改善の傾向がみられる。例えば、キリスト教学科の場合、平成 15 年度は定員を充足しているし、史学科の場合も平成 15 年度及び平成 16 年度は定員を充足している。短期大学のみならず専門学校卒業生の受け入れ、短期大学の指定校推薦枠の設定などの努力の結果、英文学科においても、平成 16 年以降は漸増の傾向を見せている。しかしなお、編入学定員と編入学者数との乖離は解消されてはいない。</p> <p>《経済学部》</p> <p>これまでもさまざまな機会に説明会を開催したり、ホームページでの紹介などの努力をしてきたが、改善の見通しがたたない。今後も 2 年次編入などの努力を続けるが、全学的に編入の定員枠を削減するための見直しをする必要がある。</p> <p>《法学部》</p> <p>平成 14 年度～平成 18 年度の 5 年間でみると、編入学生数は 28 名（平均 5.6 名）、定員充足率は 23.3%であり、状況は</p>

		<p>やや改善されているにすぎない。</p> <p>編入学生募集のための努力にもかかわらず状況があまり改善されない根本原因は、当大学への編入学需要そのものの少なさ、編入学試験受験者そのものの少なさである。それは、当大学が編入学定員を設定するさいの需要見通しが甘かったことを意味する。</p> <p>もちろん、編入学需要を掘り起こす努力は今後も続けるが、上記の状況が、少なくとも中期的には変わらないと考えられる以上、編入学定員と入学者数との乖離を解消するには編入学定員を減らす以外に方法はないと考えている。</p> <p>《工学部》</p> <p>工学部ではこの事実に対して、本学の編入学試験が他大学工学部の編入学試験の実施時期に比較して遅いことも理由の1つと考え、工学部の編入学試験の早期実施を、関係委員会に要望している。当面は、編入学試験の推薦制度の活用を、高専、専門学校、短期大学等に周知徹底するため、一般入試とともにPR活動を行うなど改善のための努力を行っている。</p> <p>しかしながら、より根本的には、工学部への編入学に対する社会的要請の低下が背景となっているうえ、短大の4年制大学への改編などもあって一層編入学への需要が低くなっているため、編入学定員の削減も選択肢の1つと考えている。</p> <p>《大学全体》</p> <p>各学科の編入学定員が少ない教養学部を除いて、編入学の定員は充足されていないが、基本的には、編入学定員化に際しての本学による編入学需要予測と、実際の需要との間のギャップが大きいことに原因があると考えられる。そこで、全学的には、2年次編入を導入して編入学の機会を増やすことが、平成19年度実施を目指して具体的に検討され始めているほか、編入学定員の削減もまた、入試に係る委員会での意見交換の対象となっている。</p>																																	
改善状況を示す具体的な根拠・データ等																																			
<文学部の編入学生数>																																			
3年次編入学定員：英文(昼・夜)30、キリスト教2、史・歴史8																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英文(昼・夜)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>キリスト教</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>史・歴史</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	英文(昼・夜)	10	10	12	13	17	キリスト教	1	2	0	1	1	史・歴史	3	8	8	4	5	合計	14	20	20	18	23					
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																														
英文(昼・夜)	10	10	12	13	17																														
キリスト教	1	2	0	1	1																														
史・歴史	3	8	8	4	5																														
合計	14	20	20	18	23																														
<大学基準協会使用欄>																																			

	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
8	基準項目	6. 教育研究のための人的体制について
	指摘事項	(1) 文学部、工学部、教養学部では 60 歳以上の専任教員がそれぞれ 41.9%、35.6%、36.6%と多くなっているため、年齢構成の全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれる。
	評価当時の状況	<p>《文学部》 文学部の評価当時すなわち平成 13 年度の専任教員の 60 歳以上の教員比率は 41.9%であった。</p> <p>《工学部》 工学部創設時に採用された教員が高齢に達したためと、工学部の教員数を削減するために新規採用を控えていたという 2 つの事情が働いて、一時的にやや高齢者が多い年齢構成となっていた。</p> <p>《教養学部》 教養学部設置に際して多く採用された多くの中堅世代教員が高齢化し、他方、設置時には教員数が過剰気味になっていたこともあって、その後新規採用が控えられていたので、評価時には平均年齢が高くなっていた。</p>
	評価後の改善状況	<p>《文学部》 若手と中堅の研究者の採用に努めた結果、世代交代が順調に進み、25.0%まで大幅に改善された。今後も全体的なバランスを保つよう努めていきたい。</p> <p>《工学部》 工学部全体で、定年（67 歳）後の嘱託任用を辞退し、年齢構成に配慮して順次若手教員の採用を行いつつある。教員のうち 25 名が平成 19 年 3 月末までに定年を迎える予定である。改善の途中ではあるが、平成 18 年 5 月 1 日現在の工学部の 60 歳以上の専任教員は 28.1%となっている。</p> <p>《教養学部》 地域構想学科新設で増加した教養学部教員数を平成 22 年度までに適正数に戻すために、嘱託任用限度年齢を 70 歳まで引き下げる計画を実施中である。加えて、言語文化学科は平成 18 年度より嘱託任用を取りやめたほか、地域構想学科への学内移籍教員、新採用教員は中堅・若手が大部分である。その結果、平成 18 年度の上記比率は、21.0%まで改善されている。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	

	＜大学基準協会使用欄＞					
	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
9	基準項目	6. 教育研究のための人的体制について
	指摘事項	(2)FD を組織的に行うために、改善への努力が望まれる。
	評価当時の状況	<p>従来、当大学においては、上からの指導や研修を熱心に行っても、実際の教育活動において主体的・自主的に実践されなければ、FD は意味を持たないとの判断もあつて、FD に関する全学的組織を持たなかったものの、各学部・学科で熱心に取り組みが行われてきていた。その内容については、当大学作成の『自己点検・評価白書』、『点検・評価報告書』にも明らかである。</p> <p>しかし、確かに全学的組織が存在していなかったため、各学部・学科における組織的な取り組みは、当大学の教職員にとっても必ずしも明らかではなく、貴重な情報が共有されていなかった。</p>
	評価後の改善状況	<p>評価を受けて、当大学ではFD 活動に関する全学的な組織である「東北学院大学FD 推進委員会」を設置し、各学部の取り組みに関する情報・問題意識を全学で共有するとともに、各学部の取り組みを支援することとした。その経緯と現状は次のようである。</p> <p>平成15年12月、「東北学院大学FD 推進委員会」の設置が全学教授会で承認された。FD 推進委員会の目的は、教育方法の改善を図るために、各学部・学科及び個々の教員の教育活動を支援することであり、委員会は、目的達成のため、FD 講演会の開催、FD ニュースの発行、FD 研修会の開催、FD に関する情報収集と伝達、といった役割を果たすこととされた。</p> <p>委員会設置以降、委員会の中で各学部の取り組みに関する情報交換、意見交換が活発に行われるとともに、これまで、FD 講演会を2回、FD 研修会を2回実施し、FD ニュースを第4号まで発行したほか、工学部のFD 研修会を共催した。詳細は添付した資料の通りである。</p> <p>また、FD 推進委員会では、他大学・機関におけるFD の取り組みの視察、各種シンポジウムへの参加のための予算を設け、各学部・学科からの希望がある場合に支出している。視察結果やシンポジウムの内容については、研修会等で報告され、FD ニュースにも掲載されている。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 東北学院大学FD 推進委員会規程、FD ニュース、講演会・研修会資料（別紙）	

	＜大学基準協会使用欄＞					
	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
10	基準項目	6. 教育研究のための人的体制について
	指摘事項	(3) 研究支援について、助手がおらず、教務部の事務職員や資料室勤務の職員が、その任務を担っているようであり、この点は改善が求められる。また、そうした事務職員の時間外勤務に対する改善策も求められる。
	評価当時の状況	<p>上記の助言には、本学の現状について多少誤解があるように思われる。つまり、本学の場合、教務部（現在は学務部に名称変更）事務職員は、そもそも直接研究支援には関わっていない。資料室職員については、職務上、学部・学科の教育・研究支援を間接的にサポートする役割が業務の一部として求められているにすぎない。</p> <p>なお、報告書中の「教育研究支援職員」に関する箇所では、法学研究資料室に勤務する職員（法学政治学研究所兼務）が、「時間外労働をいとわず」支援を行っている、との記述があり、これに対して指摘がなされた可能性もある。しかし、資料室等に勤務する職員は、職務分掌上、学部の予算請求および執行の事務、各種講座の実施など、学務部や学生部が扱っている事項以外の学部に関する事務を担当することになっており、上の記述は、当然行われるべき事務作業を若干美化して述べられたにすぎず、時間外労働も通常の範囲でのものである。</p>
評価後の改善状況	<p>私立大学において、助手が研究を支援する態勢が整っている事例はむしろ稀であると思われる。また、そもそも支援の必要性についても、研究分野によって大きな差がある。一般的に人文・社会科学系の研究分野の多くにおいては、日常的な研究支援の必要性が大きいようには思えないが、一部の分野（考古学、民俗学などを含む）においては、調査および資料の収集・整理などで支援が求められる場合があり、関連の研究所職員がその役割を果たしていることもある。</p> <p>また、人文系の分野においても、心理学および社会学などのように実験をとまなう研究については、それぞれ研究室・実験実習室が設置され、職員が配置されているので、彼らが実験の補助および研究支援（必要な事務の支援）の役割を担っている。</p> <p>冒頭で述べたように、私立大学では、財政的な理由および教員組織のあり方からして、各分野に助手を配置することは不可能であると同時に、一般的にすべての分野において助手</p>	

		による研究支援の必要性があるとも思われない。本学の現状は、上述のように、決して十分とはいえないが、特にそうした支援を必要とする分野においては、一応対応の対応がなされていると考えられる。ただし、必要な分野にすべて一応の対応がなされているか否かについては、今後もなお学内で検討を続けていきたい。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1      2      3      4      5

No.	種 別	内 容
11	基準項目	7. 研究活動と研究体制の整備について
	指摘事項	(1) 法学部・法学研究科において科学研究費補助金の獲得が少ないので、申請数を増やすなどの対策をとることが望まれる。また、ティーチング・アシスタント (TA) を活用して教員に対する支援を行うことが望まれる。
	評価当時の状況	<p><b>【科学研究費補助金】</b>  《法学部・法学研究科》  平成 11 年度～平成 13 年度の 3 年間でみると、申請数 5 件（年平均 1.7 件）であり、採択数は 0 件であった。</p> <p><b>【ティーチング・アシスタント (TA)】</b>  《法学部・法学研究科》  平成 13 年まで TA の採用数は 0 名であった。</p> <p>《文学研究科》  文学研究科における平成 13 年度における TA 採用数は、11 名に留まっていた。</p> <p>《経済学研究科》  評価当時の TA の採用数は、3 名に留まっていた。</p> <p>《工学研究科》  工学部では評価時から既に多くの TA を採用し、教員の支援を進めてきている。</p> <p>《人間情報学研究科》  TA は、学部の実験調査実習、および学部のコンピュータ実習の補助業務を目的として用いられており、直接的に研究面での支援を行うことはない。したがって、評価時においても TA の採用数は研究活動と研究体制の整備には関係がない。</p>
	評価後の改善状況	<p><b>【科学研究費補助金】</b>  《法学部・法学研究科》  平成 14 年度～平成 18 年度の 5 年間でみると、申請数は 13 件（平均 2.6 件）であり、採択数は 2 件（平均 0.4 件）とあまり改善されていない。</p> <p>科学研究費補助申請と学内研究補助を連動させた平成 16 年には、申請数 7 件、採択数 1 件と一時的な改善がみられたが、その後再び減少している。法学という学問の性質もあって共同研究もあまり多くなく、法学部・法学研究科教員のほとんどは、科学研究費補助に頼らなくとも、自分の研究を進めることができると考えているようである。</p> <p>こうした状況を踏まえると、今後は、個人中心の研究から</p>

		<p>共同研究へ、しかもできるだけ学際的な研究へと目を向けるための対策が必要であると考えている。</p> <p><b>【ティーチング・アシスタント (TA)】</b></p> <p>《法学部・法学研究科》</p> <p>平成 14 年度～平成 18 年度の 5 年間でみると、TA の採用数は 4 名（平均 0.8 名）であり、やや改善された程度にとどまるが、今後 TA の採用数は大きく増えることが予想される。</p> <p>その理由は、平成 17 年度に法学研究科で TA の業務に関する申し合わせを改正し、TA を利用できる業務と授業形態を拡大したからである。この結果、前期課程の学生を TA に募集する道が大きく広がり、実際、今年度は 3 名が採用されている。来年度以降も、TA の採用は、前期課程の学生を中心に安定的に行われるはずである。</p> <p>《文学研究科》</p> <p>文学研究科の TA 採用学生数は、平成 14 年度は 12 名、平成 15 年度は 13 名、平成 16 年度は 10 名に留まっていたが、平成 17 年度より積極的に採用できるように全学的な予算措置がなされ、教員の教材準備の手伝いや授業指導の補助などに活用されている。平成 17 年度は 29 名、平成 18 年度は 39 名と大幅な増加となった。また、文学研究科アジア文化史専攻が中心となって展開しているオープン・リサーチ・センター整備事業による「東北学院大学オープン・リサーチ・センター」（研究課題『アジア流域文化論』、研究期間平成 15 年度～平成 19 年度）では、ポストドクター 1 名、博士課程後期課程学生 3 名をリサーチ・アシスタントに採用し、教員との共同研究や学会シンポジウム開催の補助などの活動を行っている。</p> <p>《経済学研究科》</p> <p>経済学部科目である「情報リテラシー」及び「情報処理論」で、合計 6 名の大学院学生を TA として採用し、教育補助業務にあたらせている。規程が改正されてから、他の科目の講義や演習にも TA を広げたい。</p> <p>《工学研究科》</p> <p>平成 18 年度には、博士課程前期課程 55 名、後期課程 1 名、合計 56 名の大学院生が、TA として学部教育の支援を行っている。ここ何年か、ほぼ同程度の支援が行われている。</p> <p>《人間情報学研究科》</p> <p>平成 17 年度は人員、コマ数は前年より増えているが、これは、規程の改定によって要求分がすべて認められた事情が働いたもので、それでも需要にはまだまだ不足の状況である。大学院学生の数に比べて、TA を必要とする授業が多いため</p>
--	--	---

	<p>ある。</p> <p>《大学全体》</p> <p>人間情報学研究科の記述にもあるように、TA の性格からして、その採用数や担当コマ数の動向が、研究活動や研究体制の整備状況を把握するための直接的な指標となるとは考えられないが、教員の1コマ当たりの授業負担を減らし、そのことが研究活動に割く時間とエネルギーを増加させる可能性がある、という意味では、教員に対する研究支援の一環と言えなくもない。そこで、当大学では、TAに関する規程を、TAを活用できる授業の範囲を拡大する方向で改正する作業を進めている。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>平成13年度～18年度のティーチング・アシスタント採用数（別紙）</p>
	<p>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</p>
	<p>検討所見</p>
	<p>改善状況に対する評定</p> <p style="text-align: center;">1      2      3      4      5</p>

No.	種 別	内 容
12	基準項目	8. 図書館及び図書等の資料、学術情報について
	指摘事項	(1) 中央図書館は年間の開館日が少ないこと、夜間主コースを設置しているにもかかわらず閉館時間が早いことへの改善の努力が望まれる。((2) として「概評」における指摘事項の「電子化の立ち遅れ」についての報告を含む)
	評価当時の状況	指摘にあるとおり、年間の開館日数が若干少なく、閉館時刻が早い傾向が見られた。また、学術情報を得るための電子化が遅れていたことも否定できない。
	評価後の改善状況	<p>《開館日数・開館時間》</p> <p>学生や教員へのサービスを考えると、図書館が閉じられる日数は少ないほうがよいのは当然だが、本学事務職員の就業規則・労働協約の枠内で対応せざるをえないため、図書館独自の対応には限度がある。これまでも、その枠内で可能な限り努力をしている。</p> <p>中央図書館の開館時間は、平成 15 年度以前、月・水・金曜日が 8 時 30 分～21 時 30 分、火・木・土曜日が 8 時 30 分～20 時であったが、平成 15 年 8 月以降、若干ではあるが、平日（月～土曜日）の開館時間を 8 時 30 分～21 時 30 分に延長した。さらに、現在では、中央図書館の開館時間は、夜間主コースの授業終了後にも対応するため、平日は 8 時 30 分～22 時にまで延長されている。</p> <p>また、開館日数も、ここ数年増加傾向にあり、長期休暇中の土曜日及び休日の開館も視野に入れながら、引き続き検討を行っている。</p> <p>今後は、財政緊縮によるコスト削減で専任職員が減少しているため、業務の見直しはもちろんのこと、業務委託やアウトソーシングの導入によって、専任職員の負担を過剰にしない形で開館日数の拡充や開館時間の延長を行うことをも検討している。</p> <p>《電子化の立ち遅れ》</p> <p>以下の 4 つの重点事業により、改善されたと考えている。</p> <p>(1) 目録の電子化については、平成 14 年度から遡及作業を本格的に開始し、平成 18 年度を完成年度として作業を進めているところである。現在、作業経過は順調で、資料室・研究所・法務研究科並びに寄贈図書等について入力中であり、平成 17 年度末には遡及率が約 90%に達した。</p> <p>(2) 貴重図書のデジタル化については、若干ではあるが貴重資</p>

		<p>料を中心に保存と有効活用の観点から、順次作業を開始している。</p> <p>(3) 電子ジャーナルの充実については、平成 16 年度に開学した法科大学院の環境整備によるところが大きいとはいえ、この 2 年間で文献検索・新聞記事検索・総合情報検索といったオンラインデータベースの導入数が飛躍的に増加した。しかし、洋雑誌・文献の全文検索データベースについては、タイトル数の面ではまだ不十分というのが現状である。洋雑誌の価格高騰に対応するためにも、今後コンソーシアムへの参加も視野に入れながら、更なるサービス内容の充実を計画している。</p> <p>(4) 電子図書館機能に対応する設備・機器類の整備については、ネットワークを含めた情報機器の充実を継続中である。平成 18 年度には、クライアント機器の入替え、平成 19 年度には図書館システムの更新を計画中であり、更に、平成 18 年度には、総合ネットワーク更新の一環として、無線 LAN の増設が予定されており、閲覧室内で無線によるネットワークへのアクセスが可能となる。</p>			
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

## 2. 勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	1. 学生の受け入れについて
	指摘事項	(1) 文学部一部史学科 (1.38)、経済学部商学科 (昼間主コース) (1.45)、経済学部経営学科 (昼間主コース) (1.36)、工学部機械工学科 (1.29)、工学部電気工学科 (1.26)、教養学部教養学科言語科学専攻 (1.38)、教養学部教養学科情報科学専攻 (1.31) における収容定員に対する在籍学生数比率が高いので是正されたい。
	評価当時の状況	<p>《文学部》</p> <p>確かに、評価当時、史学科で収容定員に対する在籍学生比率が高くなっていた。ただし、平成13年度の一部史学科、史学科あわせて1年から4年までの収容定員に対する在籍学生数比率は、1.30 (在籍学生数1060名、収容定員816名) となることを付言しておきたい。</p> <p>《経済学部》</p> <p>評価当時には経済学部商学科 (昼間主コース) は比率が1.45、経済学部経営学科 (昼間主コース) は1.36になっていた。</p> <p>《工学部》</p> <p>収容定員に対する在籍学生数の比率が、機械工学科と電気工学科で一時的に若干高くなってしまっていた。</p> <p>《教養学部》</p> <p>確かに2つの専攻で収容定員に対する在籍学生比率が高くなっていた。ただし、言語科学専攻の数値、平成13年度に名称が変更されてから入学した言語文化専攻の1年生を合わせれば、収容定員286名に対して、在籍者数は374名であり、比率は1.30となる。</p>
	評価後の改善状況	<p>《文学部》</p> <p>平成15年度には、史学科の入学者数を抑えた結果1.20にまで改善された。それ以降も、収容定員に対する在籍学生比率に十分配慮してきた結果、多少の凹凸はあるものの、評価時の状況に比べて改善されたものとする。</p> <p>なお、平成17年度から、学科改組 (史学科から歴史学科に改組) に伴って入学定員を200名から150名に縮減したため、平成17年度の収容定員は766名、平成18年度716名となる。</p> <p>《経済学部》</p>

平成 14 年度の経営学科の在籍学生数比率が 1.29、平成 15 年度は 1.34、平成 16 年度は 1.32、平成 17 年度は 1.28、平成 18 年度は 1.27 となっており、多少の凸凹はあるものの、評価時と比べると改善されてきている。

なお、合格者のうち入学手続きを行う学生の割合が毎年変化するので、予測が困難であるが、今後も在籍学生数比率を十分考慮して合格者数を決定することにしたい。

《工学部》

収容人員に対する在籍学生数の比率を一定の範囲に留めるために、当該年度の入学者数を社会的に許容される範囲で減少させた。さらに成績不振の学生に対する履修指導を徹底させるなどの措置を講じて、在籍学生数の比率が適正となるように最大限の努力を傾注している。このような取り組みにより、平成 18(2006)年 5 月 1 日現在で収容定員に対する在籍学生数比率は、機械知能工学科（旧機械工学科：平成 14 年度から機械創成工学科、平成 18 年度から現学科名）では 1.15 倍、電気情報工学科（旧電気工学科：平成 14 年度から現学科名）では 1.18 倍まで改善されている。

《教養学部》

平成 17 年度に学部改組を行い、各学科の定員が増えたほかに、新たに地域構想学科が加わった。評価時の平成 13 年度に比して、平成 17 年度、平成 18 年度を見ると、言語文化学科（旧言語科学専攻：平成旧 13 年度から言語文化専攻、平成 17 年度から現学科名）の数値は改善された(1.20、1.25)が、情報科学科（旧情報科学専攻：平成 17 年度から現学科名）の場合は従来の比率のまま(1.32、1.30)である。情報科学科の場合、平成 17 年度は 1 学年の定員が 60 名から 100 名へと大幅増員された最初の年であったために、歩留まりの見極めが難しかった。平成 18 年度の入学定員に対する実入学者の比率は 1.2 であり、今後歩留まりを見誤らないように細心の注意を払えば、数値は改善されるものと思われる。

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

<文学部・歴史学科（旧史学科）>

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	816	816	816	766	716
在籍学生数	1033	981	1036	973	894
在籍学生数比率	1.27	1.20	1.27	1.27	1.25

<経済学部・経営学科（旧商学科）>

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
--	----------	----------	----------	----------	----------

収容定員	1194	1174	1154	1139	1129
在籍学生数	1535	1579	1524	1459	1431
在籍学生数比率	1.29	1.34	1.32	1.28	1.27
＜工学部・機械知能工学科（旧機械工学科）＞					
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	492	492	492	492	492
在籍学生数	615	576	557	548	564
在籍学生数比率	1.25	1.17	1.13	1.11	1.15
＜工学部・電気情報工学科（旧電気工学科）＞					
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	492	492	492	492	492
在籍学生数	611	585	587	584	579
在籍学生数比率	1.24	1.19	1.19	1.19	1.18
＜教養学部・言語文化学科（旧言語科学専攻）＞					
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	286	286	286	316	346
在籍学生数	374	370	336	380	431
在籍学生数比率	1.31	1.29	1.17	1.20	1.25
＜教養学部・情報科学科（旧情報科学専攻）＞					
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収容定員	246	246	246	286	326
在籍学生数	311	311	313	377	424
在籍学生数比率	1.26	1.26	1.27	1.32	1.30
＜大学基準協会使用欄＞					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

### 3. 参考意見について

No.	種 別	内 容			
1	基準項目				
	指摘事項	(1) 貴大学にユニークなキリスト教文化研究所が、専任の研究員を欠いているので、改善に向けた努力が望まれる。			
	評価当時の状況				
	評価後の改善状況	<p>キリスト教文化研究所は、キリスト教大学に固有な研究機関であり、本学の特色ある研究・教育活動を担っている。指摘されている専任研究員の不在は、本研究所だけでなく、本学の付属研究所のすべてに該当する。本学の教員組織のあり方、各研究所の間の全学的バランス、および本学の財政事情を考慮すれば、本研究所が専任研究員を置くことは困難と判断される。</p> <p>ただし、本研究所を東北学院大学の特色ある研究機関と位置付け、その活動を充実させていくことは、たとえ研究員がすべて学部学科の教授職と兼担であっても積極的に行わなければならないと考えている。本研究所は、キリスト教神学関係の資料を収集・整理し、研究者の研究環境を整えるとともに、紀要の発行、公開講演会、研究フォーラム、キリスト教文化講座等の活動を行っている。これらの活動をますます充実させるとともに、将来に向けて新たな研究活動を行っていききたい。</p>			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
	<大学基準協会使用欄>				
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
2	基準項目	
	指摘事項	(2) 全学的に交換留学の実数も交換協定校の数も少ないので、改善する努力が望まれる。
	評価当時の状況	指摘されるように、交換留学の実数、協定校の数の両面で、他の同規模大学よりも若干少なかったと考えられる。
	評価後の改善状況	<p>《協定校数・交換留學生の数》</p> <p>平成 14 年度に制定された「国際交流協定対象校の決定及び国際交流協定の締結に関する規程」に基づき、国際交流協定対象校 5 校が、平成 14 年度に選定されて以来、複数の大学との間で、国際交流協定を締結してきており、協定を締結している大学は着実に増加してきている。交換留學生の数も、それに伴って増加傾向にある。</p> <p>《国際交流促進策》</p> <p>上記の協定校数および交換留學生数増加の背景にあるのは、以下のような国際交流促進策である。</p> <p>(1) 組織の効率化</p> <p>従来の国際交流センターを国際交流部に組織替えし、事務組織の強化を図ったことと併せて、国際交流に関する事項の運用を担当する「国際交流委員会」の組織を効率的なものに改めた。この結果、国際交流関係案件の審議期間が若干短縮された。</p> <p>(2) 受け入れ留學生に対する配慮</p> <p>①受け入れ留學生のための奨学金</p> <p>これまで私費留學生のための授業料減免を積極的に行ってきており、現在減免率と適用条件に関する規程の見直しを検討中である。外部団体からの私費留學生に対する奨学金受給にも取り組んできている。</p> <p>②受け入れ留學生のための日本語教育</p> <p>協定校及び受け入れ交換留學生からの要望に答えるべく、日本語に関する科目の開講レベル数、開講コマ数、担当教員数の充実を図るべく検討中である。</p> <p>③受け入れ留學生のための学外インターンシップの導入</p> <p>一部の協定校及び協定対象校からの要望で、本学講座修了後、交換留學生が日本国内でインターンシップを行えるよう、研修場所の紹介を開始した。</p> <p>(3) 派遣留學生に対する配慮</p> <p>①派遣留學生のための奨学金</p>

		<p>対象校のある外国と日本との間に存在する経済力の格差を勘案し、派遣留学生に対して従来行ってきた、本学に納付する授業料の半額免除を見直すべく、検討中である。</p> <p>②派遣留学生のための英語教育</p> <p>平成14年度より、国際交流センター事務室（現在は国際交流部国際交流課）が窓口となり、TOEIC/TOEFL 対策講座（外部委託）を3つのキャンパスで開講し、受験料の一部を本学が援助している。</p> <p>以上のような努力の結果、国際交流協定校数と交換留学生数だけではなく、私費留学生数も、評価時の20名前後から、平成17年度には47名に増加してきている。</p>			
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
3	基準項目	
	指摘事項	(3) 専任教員の授業負担が大きいので、授業負担の軽減に向けた努力が望まれる。
	評価当時の状況	<p>一部の学部・学科においては、専任教員の過剰な授業負担が見られた。</p> <p>専任教員の授業負担が大きくなってきた原因としては以下のことが考えられる。</p> <p>①教育効果を向上させるために、従来1クラスで行っていた授業を2クラスに分けて授業を行うなどの少人数教育、および、1・2年次の基礎演習など、基礎教育の科目を導入しているため、授業負担が増加した。</p> <p>②大学院および一部の学科で昼夜開講制を新たに導入したことにより、学部・大学院の授業のための負担が増加した。</p>
	評価後の改善状況	<p>専任教員の授業負担の軽減のため、以下のような対策をとっている。</p> <p>①兼任手当の支給基準（カリキュラム運営上の特別な事情がない限り原則として8コマ以内）に定められている以上の授業を担当しないよう、学部・学科、各教員に徹底する。</p> <p>②専任教員でなくても可能な授業は非常勤講師に依頼する。</p> <p>③カリキュラムを見直し、教育効果を考慮した上で、開講科目数および開講コマ数の削減が可能かどうか検討する。</p> <p>④授業のコマ数の軽減とは異なるが、ティーチング・アシスタントの採用は、1コマ当たりの教員の負担を実質的にある程度軽減すると思われる。ティーチング・アシスタントの採用人数は、全学で平成12年度および13年度がそれぞれ65名であったのが、平成18年度には111名と大幅に増加している。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<大学基準協会使用欄>	
検討所見		
改善状況に対する評定	1      2      3      4      5	

以上